

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 1 号

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程

新潟市水道局分課規程（平成 1 9 年新潟市水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「営業所」の次に「、出張所」を加える。

第 3 条技術部の項を次のように改める。

技術部

計画課

管路課

給水装置課

施設整備課

浄水課

水質管理課

中央工事事務所

秋葉工事事務所

第 3 条第 2 項中「広報・人材育成室を」の次に「、技術部管路課に管路設計室を」を加える。

第 4 条総務部総務課広報・人材育成室の項を次のように改める。

広報・人材育成室

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 職員の研修に関すること。

- (3) 水道研修センターの運用に関する事。

第4条総務部技術管理室の項及び料金課の項を次のように改める。

技術管理室

- (1) 技術管理の総括に関する事。
- (2) 工事の施行方法に関する事。
- (3) 工事の積算基準及び積算単価に関する事。
- (4) 設計積算システムの管理に関する事。
- (5) 工事の総合評価方式に係る技術評価に関する事。
- (6) 発注工事の設計書確認に関する事。
- (7) 発注工事の検査に関する事。
- (8) 工事成績評定に関する事。
- (9) 配水管工事材料の使用承認に関する事。
- (10) 建設副産物対策に関する事。
- (11) 国土交通省所管補助事業に係る会計実地検査の連絡及び調整に関する事。

料金課

- (1) 検針及び徴収に関する事務の委託に関する事。
- (2) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関する事。
- (3) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理に関する事。
- (4) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関する事。
- (5) 水道メーターの弁償に関する事。
- (6) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関する事。
- (7) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及び還付に関する事。
- (8) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使

用料の督促に関すること。

(9) 停水処分に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

第4条技術部計画整備課の項から浄水課の項までを次のように改める。

計画課

(1) 部の事務事業の総合調整に関すること。

(2) 水道技術管理者の業務に係る事項の総括に関すること。

(3) 事業認可に関すること。

(4) 水資源の確保に関すること。

(5) 水需要予測に関すること。

(6) 給水区域に関すること。

(7) 水道施設の長期計画及び水道施設の計画の調整に関すること。

(8) 水道施設の整備（新設、更新、耐震及び撤去をいう。）の基本計画に関すること。

(9) 水道施設の調査及び研究に関すること。

(10) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に関連する事務の総括に関すること。

(11) 管路に係る事業の総括に関すること。

(12) 管路計画（管路の新設、更新及び耐震化の計画をいう。）の総括に関すること。

(13) 管路の調査及び研究に関すること。

(14) 配水管理に係る計画及び調整に関すること。

(15) 防災対策及び危機管理に関すること。

(16) 課の庶務に関すること。

(17) 部の他の課の所管に属しない事項に関すること。

管路課

- (1) 課、給水装置課及び工事事務所の管路に係る事務事業の調整に関すること。
- (2) 管路に係る統計の総括に関すること。
- (3) 消防用水負担金、消火栓維持管理負担金、消火栓設置負担金その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (4) 工事費の精算に関すること。
- (5) 配水管の取得報告に関すること。
- (6) 断水広報の総括に関すること。
- (7) 道路占用の総括に関すること。
- (8) 占用許可の更新に関すること。
- (9) 配水管工技能講習会の運営に関すること。
- (10) 基幹管路の更新及び整備に係る工事の施行及び監督に関すること。
- (11) 老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備に係る工事の施行及び監督に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

管路設計室

- (1) 基幹管路の更新及び整備に係る工事の設計に関すること。
- (2) 老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備に係る工事の設計に関すること。

給水装置課

- (1) 加入金その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (2) 工事費の精算に関すること。
- (3) 配水管の取得報告に関すること。
- (4) 給水装置工事の申込みその他諸届の受理に関すること。

- (5) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (6) 給水装置工事の施行方法に関すること。
- (7) 給水装置に使用する材料等（水道メーターを除く。）に関すること。
- (8) 給水装置工事台帳の整理保管に関すること。
- (9) 給水装置の調査及び指導の総括に関すること。
- (10) 貯水槽水道の衛生管理指導の総括に関すること。
- (11) 水道管路施設情報の統括管理及び管理運用に関すること。
- (12) 管路図の整備及び統括管理に関すること。
- (13) 指定給水装置工事事業者の表彰に係る事務に関すること。
- (14) 給水装置工事の相談受付及び審査に関すること。
- (15) 新規給水要望等に係る配水管布設工事の相談受付及び協議並びに設計、施行及び監督に関すること。
- (16) 開発行為等に係る工事の審査及び指導に関すること。
- (17) 水道管路施設情報の閲覧指導に関すること。
- (18) 給水装置工事の検査に関すること。
- (19) 給水装置の調査及び指導に関すること。
- (20) 貯水槽水道の衛生管理指導に関すること。
- (21) 水道メーターの払出及び整理に関すること。
- (22) 課の庶務に関すること。

施設整備課

- (1) 水道施設の整備（新設、更新、耐震及び撤去をいう。）の実施計画に関すること。
- (2) 水道施設の整備（新設、更新、耐震及び撤去をいう。）に係る設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

浄水課

- (1) 浄水場の所管事務事業の調整に関する事。
- (2) 取水、浄水及び送配水施設の維持管理及び運転管理の総括に関する事。
- (3) 浄水場が所管する修繕工事及び改良工事の設計、施行及び監督の総括に関する事。
- (4) 取水、浄水及び送配水施設の事故対応の総括に関する事。
- (5) 水処理に関する調査研究及び統計に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

第4条技術部中央工事事務所の項及び秋葉工事事務所の項を次のように改める。

中央工事事務所

- (1) 工事補償金その他諸収入金の徴収及び還付に関する事。
- (2) 工事費の精算に関する事。
- (3) 配水管の取得報告に関する事。
- (4) 修繕工事用材料に係る棚卸資産の管理に関する事。
- (5) 給水装置及び配水管の維持管理に係る統計の調整に関する事。
- (6) 水管橋の点検及び計画立案の総括に関する事。
- (7) 配水管の維持管理に伴う改良工事の調査、計画、設計、施行及び監督に関する事。
- (8) 他事業に関連する配水管工事の計画、設計、施行及び監督に関する事。
- (9) 配水調整の実施に関する事。
- (10) 鉛製給水管の更新業務の総括に関する事。
- (11) 鉛製給水管更新の調査及び施行に関する事。
- (12) 水道メーター（鉛製給水管の更新を伴うものに限る。）の取替に関する事。
- (13) 配水管の維持修理に関する事。

- (14) 導水管及び送水管の修理に関する事。
- (15) 加圧ポンプ場の維持管理に関する事。
- (16) 給水装置の修繕に関する事。
- (17) 修繕単価作成に関する事。
- (18) 漏水防止の業務の総括に関する事。
- (19) 漏水防止の調査及び施行に関する事。
- (20) 工事中用機器材の維持管理に関する事。
- (21) 工事中用物品の受払い及び保管に関する事。
- (22) 修繕工事中用材料の受払及び保管に関する事。
- (23) 他事業者が実施する工事に係る管路保全業務に関する事。
- (24) 給配水管の改修に関する事。
- (25) 所の庶務に関する事。

秋葉工事事務所

- (1) 工事中補償金その他諸収入金の徴収及び還付に関する事。
- (2) 工事中費の精算に関する事。
- (3) 配水管の取得報告に関する事。
- (4) 専用公印の管守に関する事。
- (5) 庁舎の維持管理に関する事。
- (6) 老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備に係る工事中の監督に関する事。
- (7) 配水管の維持管理に伴う改良工事中の調査、計画、設計、施行及び監督に関する事。
- (8) 他事業に関連する配水管工事中の計画、設計、施行及び監督に関する事。
- (9) 配水調整の実施に関する事。
- (10) 鉛製給水管更新の調査及び施行に関する事。

- (1 1) 新規給水要望等に係る配水管布設工事の監督に関する事。
- (1 2) 水道管路施設情報の閲覧指導に関する事。
- (1 3) 給水装置工事の検査に関する事。
- (1 4) 給水装置の調査及び指導に関する事。
- (1 5) 貯水槽水道の衛生管理指導に関する事。
- (1 6) 水道メーターの払出及び整理に関する事。
- (1 7) 配水管の維持修理に関する事。
- (1 8) 導水管及び送水管の修理に関する事。
- (1 9) 加圧ポンプ場の維持管理に関する事。
- (2 0) 給水装置の修繕に関する事。
- (2 1) 漏水防止の調査及び施行に関する事。
- (2 2) 工事中機器材の維持管理に関する事。
- (2 3) 工事中物品の受払い及び保管に関する事。
- (2 4) 他事業者が実施する工事に係る管路保全業務に関する事。
- (2 5) 所の庶務に関する事。

第4条技術部北工事事務所の項及び西蒲工事事務所の項を削る。

第4条の2の表北工事事務所の項及び西蒲工事事務所の項を削る。

第6条の2第2項を次のように改める。

2 前項に規定する営業所の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関する事。
- (2) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理に関する事。
- (3) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関する事。
- (4) 水道メーターの弁償に関する事。
- (5) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関する事。
- (6) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及

び還付に関すること。

(7) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使用料の督促に関すること。

(8) 停水処分に関すること。

(9) 所の庶務に関すること。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(出張所)

第6条の3 工事の監督、給水装置工事の検査及び配水管の維持管理に関する事務を行うため、中央工事事務所の管理の下に、次に掲げる出張所を置く。

名称	位置	所管区域
北維持出張所	新潟市北区葛塚3198番地2	北区（太郎代の一部、島見町の一部、白勢町の一部、横土居の一部、笹山の一部及び浜浦の一部を除く。）
西蒲維持出張所	新潟市西蒲区鷺ノ木1185番地	西蒲区

2 前項に規定する出張所の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 水道使用に関する諸届の受付及び苦情の処理に関すること（出張所で受け付けたものに限る。）。

(2) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関すること。

(3) 工事補償金その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。

(4) 工事費の精算に関すること。

(5) 配水管の取得報告に関すること。

(6) 専用公印の管守に関すること。

(7) 庁舎の維持管理に関すること（北維持出張所に限る。）。

- (8) 老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備に係る工事の監督に関すること。
- (9) 新規給水要望等に係る配水管布設工事の監督に関すること。
- (1 0) 配水管の維持管理に伴う改良工事の調査、計画、設計、施行及び監督に関すること。
- (1 1) 他事業に関連する配水管工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。
- (1 2) 配水調整の実施に関すること。
- (1 3) 鉛製給水管更新の調査及び施行に関すること。
- (1 4) 水道管路施設情報の閲覧指導に関すること。
- (1 5) 給水装置工事の検査に関すること。
- (1 6) 給水装置の調査及び指導に関すること。
- (1 7) 貯水槽水道の衛生管理指導に関すること。
- (1 8) 水道メーターの払出及び整理に関すること。
- (1 9) 配水管の維持修理に関すること。
- (2 0) 導水管及び送水管の修理に関すること。
- (2 1) 加圧ポンプ場の維持管理に関すること。
- (2 2) 給水装置の修繕に関すること。
- (2 3) 漏水防止の調査及び施行に関すること。
- (2 4) 工事中用機器材の維持管理に関すること。
- (2 5) 工事中用物品の受払い及び保管に関すること。
- (2 6) 他事業者が実施する工事に係る管路保全業務に関すること。
- (2 7) 所の庶務に関すること。

第 7 条第 2 項青山浄水場の項第 3 号を削り、同項中第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項信濃川浄水場の項第 3 号を削り、同項中第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項阿賀野川浄水場の

項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、同条第2項満願寺浄水場の項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、同条第2項戸頭浄水場の項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、同条第2項巻浄水場の項第1号中「営業所」を「出張所」に改め、同項第4号中「間瀬第1配水場」を「間瀬配水場」に改め、同項第5号を削り、同項中第6号を第5号とする。

第8条第11項を削る。

第13条の表営業所の項の次に次のように加える。

出張所	所長
-----	----

第14条第1項中「営業所長」の次に「、出張所長」を加える。

第15条第1項中「営業所」の次に「、出張所」を加え、同条第2項中「営業所」の次に「、出張所」を加える。

第16条の見出し中「参事等」を「主幹」に改め、同条第1項中「営業所」の次に「、出張所」を加え、同条第2項中「参事、副参事及び」を削る。

第17条の表中「営業所長」を「営業所長、出張所長」に改める。

第18条の表営業所の項の次に次のように加える。

出張所	所長	最上席の職員
-----	----	--------

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(所属及び役職の変更措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、附則別表第1の左欄に掲げる所属勤務を命ぜられている職員は、別に発令のあったものを除くほか、施行日付けをもって同表の右欄に掲げる所属勤務を命ぜられたものとし、施行日の前日において、附則別表第2の左欄に掲げる役職発令のなされているものについては、別に発令のあったものを除くほか、施行日付けをもって同表の右欄に掲げる役職発令が

あったものとする。

附則別表第 1

北工事事務所	北維持出張所
西蒲工事事務所	西蒲維持出張所

附則別表第 2

技術部計画整備課長	技術部計画課長
技術部計画整備課長補佐	技術部計画課長補佐
技術部計画整備課主査	技術部計画課主査
技術部計画整備課副主査	技術部計画課副主査
中央工事事務所管理係長	中央工事事務所主査
中央工事事務所改良係長	中央工事事務所主査
中央工事事務所維持係長	中央工事事務所主査
秋葉工事事務所改良係長	秋葉工事事務所主査
技術部北工事事務所主査	北維持出張所主査
技術部北工事事務所副主査	北維持出張所副主査
技術部西蒲工事事務所主査	西蒲維持出張所主査